

練馬区地域福祉計画 取組状況報告

【資料3】

令和4年度評価結果

施策名	事業数	評価結果		
		A+	A	B
1 区民との協働と地域の支え合いを推進する	12	2	10	0
2 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる	13	0	13	0
3 ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める	10	0	12	0
4 多様な人の社会参加に対する理解を促進する	14	3	11	1
5 権利擁護が必要な方への支援体制を整備する	11	0	11	0
計	60	5	57	1

A+ : 計画以上に進んだ、A: 概ね計画どおり、B: 遅れや修正が生じた

施策3(事業番号26、30)および施策4(事業番号36)に関しては、1つの事業に対し、5年後の目標が2つ設定されているため、評価結果数が事業数と一致しない

令和6年度以降方向性

施策名	事業数	方向性				
		A: 充実	B: 継続	C: 縮小	D: 統合	E: 廃止
1 区民との協働と地域の支え合いを推進する	12	3	9	0	0	0
2 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる	13	6	7	0	0	0
3 ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める	10	2	9	0	0	1
4 多様な人の社会参加に対する理解を促進する	14	1	14	0	0	0
5 権利擁護が必要な方への支援体制を整備する	11	1	10	0	0	0
計	60	13	49	0	0	1

施策3(事業番号26、30)および施策4(事業番号36)に関しては、1つの事業に対し、5年後の目標が2つ設定されているため、方向性が事業数と一致しない

事業番号	事業名	令和元年度末の現況	事業目標 (令和6年度末の目標)	令和4年度		課題	令和5年度		令和6年度以降		担当課
				評価	取組実績および内容		取組(予定)内容	方向性	取組(予定)内容		
施策5 権利擁護が必要な方への支援体制を整備する											
取組項目5-1 成年後見制度の利用を支援する											
50	(1)制度利用促進の中核となる機関の設置	推進機関 運営	中核機関 令和2年度 設置	A	・中核機関の運営 ・成年後見制度利用促進協議会開催(5回)	・中核機関の役割の明確化と周知	・中核機関の運営 ・成年後見制度利用促進協議会開催	B	・中核機関の運営 ・成年後見制度利用促進協議会開催	福祉部管理課 練馬区社会福祉協議会	
51	(2)地域で連携して支えるネットワークの構築	・ねりま地域ネットワーク会議 開催 ・検討支援会議 試行実施	・継続 ・令和2年度圏域毎に実施	A	・ねりま成年後見ネットワーク連絡会の開催(2回) ・検討支援会議 計12回(東圏域6回、西圏域6回)	・成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークの強化	・ねりま成年後見ネットワーク連絡会の開催 ・成年後見検討支援会議の開催	B	・ねりま成年後見ネットワーク連絡会の開催 ・成年後見検討支援会議の開催	福祉部管理課 練馬区社会福祉協議会	
52	(3)成年後見制度の周知・啓発	・成年後見制度の認知度 53% 高齢者基礎調査(平成28年度) ・関係職員向け研修実施	・60% 高齢者基礎調査(令和4年度) ・継続	A	・区報やホームページ等を活用した情報提供 ・関係職員向け勉強会および区民向け講演会の開催(計24回)	・幅広く周知するため講演会等、多様な方法での開催	・区報やホームページ等を活用した情報提供 ・区民向け講演会の開催 ・関係機関・地域団体向け研修の開催	B	・区報やホームページ等を活用した情報提供 ・区民向け講演会の開催 ・関係機関・地域団体に向けた研修の開催	福祉部管理課 練馬区社会福祉協議会	
取組項目5-2 法人後見や市民後見人等の活用を推進する											
53	(1)社協等による法人後見の実施	社協による法人後見検討	令和2年度開始	A	・法人後見受任件数4件(累計) ・NPO法人との懇談会開催2回	・法人後見受任に向けた体制等の整備	・法人後見事業の継続 ・NPO法人と定期的な懇談会の実施	B	・法人後見事業の継続 ・NPO法人との懇談会の継続	福祉部管理課 練馬区社会福祉協議会	
54	(2)市民後見人の養成と支援	・市民後見人養成研修修了者数57人(累計)(平成30年度末現在) ・市民後見人の受任件数23件(累計)(令和元年10月1日現在)	・82人(累計) ・42件(累計)	A	・市民後見人養成研修修了者数81人(累計) ・市民後見人の受任件数29件(累計) ・市民後見人リーフレットを作成し、関係機関に配布	・市民後見人の活動意義や受任要件の周知	・市民後見人養成研修の継続 ・関係機関や専門職との受任調整 ・養成研修プログラムの充実 ・市民後見人の活用に向けた取組	B	・市民後見人養成研修の継続 ・関係機関や専門職との受任調整 ・養成研修プログラムの充実 ・市民後見人の活用に向けた取組	福祉部管理課 練馬区社会福祉協議会	
55	(3)親族後見人等の支援	相談・支援の実施	継続	A	・成年後見制度に関する最新情報を提供する「ねりま後見人ネットだより」を発行(年2回) ・親族後見人への個別相談支援	・親族後見人に対する支援の周知	・親族後見人等に向けた情報誌「ねりま後見人ネットだより」の発行 ・親族後見人への個別相談支援	B	・親族後見人等に向けた情報誌「ねりま後見人ネットだより」の発行 ・親族後見人への個別相談支援	福祉部管理課 高齢者支援課 練馬区社会福祉協議会	

練馬区地域福祉計画 取組状況報告

【資料3】

令和4年度評価結果

施策名	事業数	評価結果		
		A+	A	B
1 区民との協働と地域の支え合いを推進する	12	2	10	0
2 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる	13	0	13	0
3 ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める	10	0	12	0
4 多様な人の社会参加に対する理解を促進する	14	3	11	1
5 権利擁護が必要な方への支援体制を整備する	11	0	11	0
計	60	5	57	1

A+ : 計画以上に進んだ、A: 概ね計画どおり、B: 遅れや修正が生じた

施策3(事業番号26、30)および施策4(事業番号36)に関しては、1つの事業に対し、5年後の目標が2つ設定されているため、評価結果数が事業数と一致しない

令和6年度以降方向性

施策名	事業数	方向性				
		A: 充実	B: 継続	C: 縮小	D: 統合	E: 廃止
1 区民との協働と地域の支え合いを推進する	12	3	9	0	0	0
2 福祉サービスを利用しやすい環境をつくる	13	6	7	0	0	0
3 ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める	10	2	9	0	0	1
4 多様な人の社会参加に対する理解を促進する	14	1	14	0	0	0
5 権利擁護が必要な方への支援体制を整備する	11	1	10	0	0	0
計	60	13	49	0	0	1

施策3(事業番号26、30)および施策4(事業番号36)に関しては、1つの事業に対し、5年後の目標が2つ設定されているため、方向性が事業数と一致しない

事業番号	事業名	令和元年度末の現況	事業目標 (令和6年度末の目標)	令和4年度		課題	令和5年度		令和6年度以降		担当課
				評価	取組実績および内容		取組(予定)内容	方向性	取組(予定)内容		
取組項目5-3 権利擁護に関連する支援事業を充実する											
56	(1)地域福祉権利擁護事業等の実施	・地域福祉権利擁護事業の利用者数138人(令和元年10月1日現在) ・財産保全・手続き代行サービス利用者数28人(令和元年10月1日現在)	・188人 ・50人	A	・地域福祉権利擁護事業の利用者数163人 ・財産保全・手続き代行サービス利用者数30人	・複合的な課題がある困難ケースへの対応 ・支援を必要とする方に適切な支援へ繋がることのできるよう関係機関等へ事業理解や制度の周知	・地域包括支援センターや福祉事務所等の関係機関との連携強化 ・地域住民や地域団体等へ制度の周知・普及啓発	B	・地域包括支援センターや福祉事務所等の関係機関との連携強化 ・地域住民や地域団体等へ制度の周知・普及啓発	福祉部管理課 練馬区社会福祉協議会	
57	(2)生前の安否確認と死後の費用補償	・高齢者在宅生活あんしん事業登録者数1,700人 ・葬儀・家財処分生前契約費用補助 実施	・2,700人 ・充実	A	・高齢者在宅生活あんしん事業登録者数2,221人 ・「はつらつライフ手帳」を活用した生前準備の啓発の実施 ・終活に関する相談支援体制の検討	・区、地域包括支援センター及び緊急通報システム委託事業者との間で、より迅速な安否確認の対応が必要 ・終末期や死後の手続き等への不安を抱える高齢者が安心して過ごせるための支援が必要	・高齢者在宅生活あんしん事業を継続 ・終活に関する相談支援体制の検討	A	・高齢者在宅生活あんしん事業登録は継続 ・終活に関する相談支援体制の検討	高齢者支援課	
その他の取組項目											
58	[取組項目] 成年後見制度に関する講演会・勉強会			A	・成年後見制度に関する講演会・勉強会等25件	・多様な参加者を募るため、オンラインツールを活用し成年後見制度の周知や研修体制	・講演会・勉強会等の継続実施	B	・講演会・勉強会等の継続実施	福祉部管理課 練馬区社会福祉協議会	
59	[取組項目] 成年後見制度に関する専門相談・法律相談			A	・弁護士/司法書士による無料相談会43件 ・毎月1回専門相談 ・年間全12回開催 34件	・ニーズに対応した専門職相談会の実施 ・関係機関への周知と連携の図り方	・弁護士・司法書士による相談会の継続 ・地域に出向いての相談会の継続 ・既存の権利擁護以外にも、社会情勢に応じ、専門職による相談会の充実	B	・弁護士・司法書士による相談会の継続 ・地域に出向いての相談会の継続	福祉部管理課 練馬区社会福祉協議会	
60	[取組項目] 成年後見人等に対する報酬助成			A	・報酬助成 75件 ・報酬助成等の実用化	助成対象増加による区負担費用の増加	・報酬助成 ・報酬助成等の実用化	B	・報酬助成 ・報酬助成等の実用化	福祉部管理課 練馬区社会福祉協議会	